

令和3年度 佐野市市民活動参画支援事業 募集案内

佐野市では、市民の皆さんが地域のことに関心を持ち、自らまちづくりに参加する市民活動を応援しています。

市民活動参画支援事業によって、NPO やボランティア団体等の市民活動団体が行う魅力ある地域づくり・まちづくり事業を募集し、採択した団体に対しては、事業費の一部を助成するとともに活動 PR の協力をするなどして事業の実施を支援します。

◆応募対象事業

営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与し、市民が主体となって自主的に行う住み良いまちづくりに貢献する事業。

(事業の例)

- ①地域の資源、財産、文化を守り継承する事業
- ②地域のくらしの安全、市民生活の向上を図る事業
- ③市民の健康、福祉の増進を図る事業
- ④人権を尊重し差別のない社会の構築に寄与する事業
- ⑤地域経済活動の活性化を促す事業
- ⑥市政・まちづくりへの関心を高める事業

※対象とならない事業

- ・特定の政党の支持、宗教の布教を目的とする事業
- ・同一年度内に市などから他の助成を受ける事業

※原則助成終了後も、事業を継続してください。



◆応募資格

次の要件を満たしていること。

- ①市内に活動拠点を置き、3人以上の構成員を有し、市内で活動を行う団体であること
- ②代表者は20歳以上の者が務めること
- ③活動実績が3か月以上あること

◆助成の種類

助成のコースは以下のとおりです。

事業名	助成内容
『トライコース』 新しく取組む事業、又は既に行っている事業を対象に支援する。最初に受ける助成コース。	☆助成割合 助成対象経費の1/2以内 ☆助成限度額 10万円まで ☆助成期間 1年
『ジャンプコース』 トライコースの助成を受けた事業を対象に、事業の拡大又は発展を目指し、継続が見込まれる事業を支援する。	☆助成割合 助成対象経費の1/2以内 ☆助成限度額 1年間10万円まで ☆助成期間 2年 (注意) ・同一事業について、2年間は助成対象としますが助成の申請は毎年度必要です。 ・トライコースの助成額をジャンプコースに繰り越すことや、ジャンプコース2年目を申請する場合、1年目の助成額を繰り越すことはできません。

◆対象となる経費

事業の実施に必要な以下の経費。事業の実施に伴う経費であっても参加者に対するお土産のようなものは対象となりません。

●助成対象経費

経費	内容
報償費	講師に対する謝金
旅費	事業実施に必要な鉄道、バスの運賃、高速道路料金
消耗品費	文具、用紙、インク、書籍、材料費等の購入費
食糧費	飲み物代程度
燃料費	ガソリン代
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等作成費、コピー、写真現像代等
通信運搬費	切手、はがき、郵送料
手数料	代金の銀行振り込み手数料
保険料	事業実施に伴う行事用保険料等
委託料	事業実施に伴う各種業務委託料
使用料及び賃借料	会場や機械、備品等の使用料又は賃借料
備品購入費	事業の実施に必要なと認められるものに限る
その他	事業を実施する上で、特に必要と認められる経費

(注意) 必要と認められる経費の考え方は、審査会で予め承認されたものに限る、助成対象経費として認めます。

◆助成事業の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施、完了する事業です。

◆申請方法

提出書類を次の要領で提出してください。

- ① 受付期間 令和3年3月17日（水）～4月20日（火）
- ② 提出先 佐野市市民活動促進課市民活動促進係
- ③ 提出方法 市民活動促進課へ持参いただくか、郵送で提出してください。なお、事業内容について、聞きとりを行います。

- ◆提出書類
- ・佐野市市民活動参画支援事業応募申請書（別記1）
 - ・令和3年度市民活動参画支援事業実施計画書（別記2）
 - ・令和3年度市民活動参画支援事業収支予算書（別記3）
 - ・その他（団体の活動内容がわかるパンフレット、チラシ等）

*申請書類は市民活動促進課(市役所6階)の窓口にあります。
また、市ホームページからもダウンロードできます。



佐野ブランドキャラクターさのまる

◆スケジュール

期 日	事 項
3月17日～ 4月20日	応募受付期間
5月中旬	事業採択の審査会 ※申請者から事業の概要について説明いただきます。(概ね15分)
6月上旬	事業採択の決定 ※結果を郵送にてお知らせいたします。
6月中旬～下旬	補助金交付申請・補助金交付決定・補助金交付請求
7月	補助金交付 ※補助金を口座振り込みにより交付します。
令和4年 3月31日	事業完了
3月中旬～下旬	実績報告書の提出 事業報告会の開催 ※事業実施の結果又は見込を、報告会にて報告いただきます。

◆事業助成の決定

市民活動推進委員会を代表する委員が審査会で面談と書類により審査を行い決定します。面談は概ね20分とし、申請者から事業の概要を説明いただき、その後、質疑応答を行います。

◆審査の基準

「効果の度合い」、「自発性」、「創造性」、「公益性」、「実現可能性」などの観点から審査を行います。

◆補助金の返還について

以下のいずれかに該当すると認められるときは、交付した補助金を返還いただくこととなります。

- ・補助金の交付決定の内容又は助成の条件に違反したとき。但し、次の場合は除きます。
事業の実施内容を変更せざるを得ない事態が生じ、やむを得ない事情があると認められる場合は、事業の変更手続きを行い、既に交付されている額と新たに交付決定した額との差額を返還することで補助金事業として認め実施することができる。
- ・偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- ・補助金を他の用途に使用したり、交付の目的に反して処分したりしたとき。

◆活動報告

実施した事業の内容は、情報紙等で紹介するとともに、3月の事業報告会で報告いただきます。

◆令和2年度助成団体

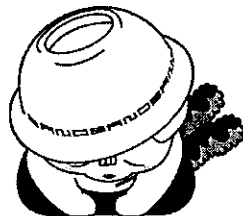
団体名	事業名
ふくろう隊協力隊みまもーるガールズ	みまもーるガールズ事業
安蘇史談会	地域文化・歴史等の普及啓発事業
NPO 法人子どものとなり佐野	子どもの貧困・児童虐待防止支援活動事業

◆その他

佐野市市民活動参画支援事業の助成事業であることをPRすること

◆申込み・お問い合わせ先

佐野市役所 市民活動促進課市民活動促進係
〒327-8501 佐野市高砂町1番地
電話 0283-20-3812
ファックス 0283-22-9104
E-mail siminkatudou@city.sano.lg.jp



～3月の令和3年度予算の成立をもって、本事業実施が決定します。～